

特別養護老人ホーム梅花苑

指定地域密着型通所介護 重要事項説明書

特別養護老人ホーム梅花苑はご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通りご説明します。

1. 事業の目的

介護保険法令の趣旨に従って、要介護状態にある高齢者の心身の状態を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴サービスなど各種サービスの提供により、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と合わせて、ご家族の身体的、精神的負担の軽減を図り居宅での生活を維持できるように支援することを目的とします。

2. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人嘉耶の会
- (2) 法人所在地 奈良市大和田町 2 2 2 6 番地
- (3) 電話番号 0 7 4 2 - 5 2 - 0 2 2 1
- (4) 代表者氏名 理事長 井村 龍麿
- (5) 設立年月 平成 1 9 年 7 月

3. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護事業所
(奈良県知事指定 2 9 7 0 1 0 4 2 0 0 号)
- (2) 事業所の名称 特別養護老人ホーム梅花苑
- (3) 事業所の所在地 奈良市大和田町 2 2 2 6 番地
- (4) 電話番号 0 7 4 2 - 5 2 - 0 2 2 2
- (5) 管理者氏名 広岡 啓一郎
- (6) 事業所の運営方針
 - ① 事業所の職員は、ご利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供により、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上を図り、並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
 - ② 事業所は各種のサービスを提供するにあたり、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立つものとします。
 - ③ 事業所の運営にあたっては、各市町村及び各関係機関等との連携に努めます。
- (7) 開設年月 平成 2 0 年 6 月 1 日
- (8) 利用定員 1 5 人

4. 事業の実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 ならやま大通り以南及び国道 2 4 号線以西の奈良市域
但し、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までに利用契約を締結した奈良市外の被保険者については、従前の例によります。
- (2) 営業日 月曜日～土曜日
- (3) 休業日 日曜日及び 1 2 月 3 1 日～1 月 2 日
- (4) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 7 時まで

(5) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時まで

5. 職員の配置状況

管理者 1名	生活相談員 2名	介護職員 4名
機能訓練指導員 1名	看護職員 1名	

6. サービスの種類と対象者

指定地域密着型通所介護 要介護1～5の方

7. 当事業所が提供するサービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（各利用者の負担割合に応じた割合を控除した額）が介護保険から給付されます。

① 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・ご利用者の自立支援や日常生活動作能力の向上のために、極力ご利用者自身の力で入浴していただきますが、必要に応じて直接介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行います。

② 排泄

- ・ご利用者のプライバシーに配慮しながら排泄介助を行います。

③ 送迎サービス

- ・ご利用者、ご家族の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

④ 機能訓練

- ・食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。

⑤ 健康チェック

- ・体温、血圧、脈拍などの測定を適時行います。

⑥ レクリエーション

- ・特別な費用を徴収せずに、教養、趣味、娯楽などの活動をしていただける機会を設けます。

⑦ 生活指導（相談・援助）

- ・ご利用者やご家族の日常生活における介護を主とした生活相談に応じます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 食事

- ・ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

② 特別なレクリエーション、クラブ活動

- ・別に費用がかかるレクリエーション、クラブ活動については別途ご案内し、ご希望者に参加していただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・衛生消耗品（紙おむつ等）の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当である物にかかる費用を負担いただきます。

8. サービス利用料金

地域密着型通所介護サービスを提供した場合の利用の額は、『特別養護老人ホーム梅花苑 地域密着型通所介護 重要事項説明書別紙 地域密着型通所介護料金表』に記載の通りとします。

(1) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス費用は、利用料の全額がご利用者の負担となります。利用料金は経済状態の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

月末締めで翌月の18日より請求書を発行いたしますので、25日までに次の方法でお支払い下さい。

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ①指定口座からの引落とし | ゆうちょ銀行に限る |
| ②施設指定口座へのお振込み | 三井住友銀行（口座番号等は請求時にお知らせ致します。） |
- ※振り込みに係る手数料はご利用者負担となります。

9. 利用の中止、変更、追加

- (1) ご利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施の前日までに事業者へ申し出てください。
- (2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として別紙料金表の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご利用者に提示して協議します。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 医師の意見書

初回サービス利用時には、ご利用される方の健康状態を把握し適切な援助を行うため、かかりつけ医師より発行してもらう診療情報提供書をご提出いただきます。様式は別に定めます。又継続利用される場合は、原則として年1回、及び体調の急変等で当施設が必要と判断した場合については、その都度診断書の提示を求めます。健康管理、施設内感染防止、体調の急変時の対応に必要なものですので、宜しくお願いします。但し、診断書の内容により、当施設嘱託医の判断で、サービスが受けられない場合があります。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動や政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 私物に関して

- ①原則として貴重品はお持ちにならないで下さい。入浴時等、自己管理できない場合がありますので、お小遣いもできるだけ少額にしてください。
- ②衣類は汚染した場合、原則としてそのままお返し致しますが、汚れがひどい場合、帰宅時間までに時間があれば下洗い致します。それが原因で、脱色や縮み等が発生する場合がありますが、ご容赦下さい。
- ③私物には必ず名前を記入してください。セーター等、名前の書きにくい物は、裏に当て布をして記入してください。特に入浴時の衣類の紛失には万全の注意を払いますが、汚染や他の

利用者の方が間違っ​て持ち帰られる可能性もあります。

当方も出来るだけそのような事のない様に努めますが、万一の場合はご容赦下さい。

又、あまり高価なものは、身につけてお越しにならない様にお願いいたします。

1 1. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約と同時に地域密着型通所介護計画書を作成し、居宅介護支援専門員のプランに沿ってサービスを開始します。

(2) サービスの中止

当施設にお越しになられても、看護職員が体調をチェックし、体調が悪いと判断しますと、ご利用者やご家族と相談の上、入浴等のサービスを中止させて頂く場合があります。又、普段と比べ、体調が悪いときや車酔いされた時は、必ず申し出てください。

(3) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書で申し出てください。

② 施設の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ サービスの一時停止

- ・ご利用者が感染症を保持していることが明らかになった場合は、サービスの提供を一時中止させていただくことがあります。

⑤ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、ご利用者は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・ご利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、2週間以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為や反社会的行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

1 2. 緊急時の対応方法

ご利用者の容態が急変した場合及びその他の緊急事態が生じた時は、速やかに適切な初期処置を行い、主治医または施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、ご家族及び管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

1 3. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対するサービスの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当事業所が加入している保険はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険です。但し、当事業所に過失が認められない場合においては、当事業所は責任を負わないものとします。

1 4. 非常災害対策

非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

1 5. ハラスメントや苦情の受付について

当事業所は、提供したサービスに、ご利用者からの苦情の申し立てや相談があった場合、出来る限り速やかに対応します。サービス提供に関しての苦情や相談がある場合には下記の相談窓口までご連絡なくお申し出下さい。

(1) 特別養護老人ホーム梅花苑 相談室

窓 口：特別養護老人ホーム梅花苑

住 所： 奈良市大和田町2226番地

電 話：0742-52-0221

受付時間：午前9時から午後5時

苦情受付窓口担当者：介護支援専門員

吹田 知恵

苦 情 解 決 責任者：施 設 長

広岡 啓一朗

また、ご意見箱を事務所前に設置しています。

(2) 介護保険サービスの苦情や相談に関しては下記の窓口があります。

①奈良市役所福祉部介護福祉課

電 話： 0742-34-5422

受付時間：午前9時から午後5時

②奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係

電 話： 0744-29-8326

フリーダイヤル： 0120-21-6899

③奈良県社会福祉協議会

電 話： 0744-29-0100

(3) 第三者委員

安宅 吉昭

電 話： 0774-94-3261

奥村 圭司

電 話： 0743-65-0564

1 6. 虐待防止について

当事業所では、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② ご利用者及びご家族からの苦情処理体制の整備に努めます。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- ④ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 7. ハラスメント防止について

職員やご利用者等からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。

具体的には、被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人に対応させない等）や被害防止のための取り組み（定期的な周知やマニュアル作成、研修

の実施等)を行います。

18. 身体拘束について

当事業所では、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。前述の身体拘束等は、あらかじめご利用者のご家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行います。その場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

19. 地域との連携について

- ① 当事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、ご利用者、ご利用者のご家族、地域住民の代表者、当事業所が所在する市町村の職員又は圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- ③ 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

20. 個人情報保護及び守秘義務について

- (1) 当事業所は、ご利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 当事業所及び当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3) 当事業所は、従業者に、業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とします。

21. サービス提供の記録

サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

22. 重要事項説明書の変更

この重要事項説明は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、作成しています。よって、上記法令等の改正に伴い、その都度内容を変更します。内容を変更した場合は、改正された重要事項説明書により説明します。

23. サービスの第三者評価の実施状況

有 ・ 無

24. 特記事項

.....

.....

.....

.....

地域密着型通所介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

西暦 年 月 日

事業者	住 所	奈良市大和田町 2 2 2 6 番地
	法人名	社会福祉法人嘉耶の会
	施設名	特別養護老人ホーム梅花苑
	代表者名	理事長 井 村 龍 麿

説明者	職 名
	氏 名

私は、契約書及び本書面により、特別養護老人ホーム梅花苑から地域密着型通所介護サービスについての重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意しました。

西暦 年 月 日

利用者	住 所
	氏 名

身元引受人	住 所
	氏 名

(利用者との関係 :	)
(連絡先	)